

議事日程(第4号)

令和7年9月26日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和6年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和6年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和6年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(日程第1～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第40号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 第41号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 第42号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第13 第43号議案 令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 第44号議案 令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 第45号議案 令和7年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)
(日程第10～日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第46号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員

の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 第47号議案 中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(日程第16・日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第18 第48号議案 中間市立小中学校学習者用端末の購入について

(日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 植本 種實君	2番 堀田 克也君
3番 小林 信一君	4番 田口 善大君
5番 原 舞君	6番 森上 晋平君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 阿部伊知雄君	10番 原口 佳三君
11番 迫田 隆太君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 大村 秀三君
15番 下川 俊秀君	16番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	田代 謙介君
教育長 ……………	蔵元 洋一君	総務部長 ……………	後藤 謙治君
総務部参事 ……………	持田 将一君	未来創造部長 ……………	井上 篤君
未来創造部参事 ……………	熊谷憲一郎君	市民部長 ……………	志垣 憲一君
保健福祉部長 ……………	冷牟田 均君	保健福祉部参事 ……………	岩切 伸一君
教育部長 ……………	清水 秀一君	建設産業部長 ……………	白石 和也君
環境上下水道部長 ……………			亀井 誠君
消防長 ……………	波多野暢俊君	総務課長 ……………	久野 朋博君
介護保険課長 ……………	向 貴幸君	医療保険課長 ……………	八汐 雄樹君

人権男女共同参画課長 …………… 石井 浩司君
学校教育課長 …… 船元 幸徳君 下水道課長 …………… 松永 嘉伸君
上水道長 …………… 原口 憲一君 消防本部次長 …… 永尾 貴志君
消防総務課長 …… 安永 秋徳君

事務局出席職員職氏名

事務局長 北原 鉄也君 書 記 熊谷 浩二君
書 記 山本 和美君 書 記 黒川美寿穂君

午前 10 時 00 分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1 号

日程第 2. 認定第 2 号

日程第 3. 認定第 3 号

日程第 4. 認定第 4 号

日程第 5. 認定第 5 号

日程第 6. 認定第 6 号

日程第 7. 認定第 7 号

日程第 8. 認定第 8 号

日程第 9. 認定第 9 号

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、認定第 1 号から日程第 9、認定第 9 号までの令和 6 年度各会計決算認定 9 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第 1 号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び認定第 5 号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第 1 号、令和 6 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

一般会計の歳入歳出の差引額は、11 億 5,324 万 4,558 円の黒字決算となっております。

歳入の主なものに関して、普通交付税と特別交付税とを合わせた地方交付税の収入済額は 56 億 7,646 万 3,000 円で、前年度と比較して 2 億 2,753 万円の増額となっております。また、地方交付税を補完する臨時財政対策債の借入額は 3,041 万 5,000 円で、前年度と比較して 2,994 万 4,000 円の減額となっております。

次に、歳出の主なものに関しまして、義務的経費について、人件費においては、給与の増額改定や職員数の増加等により、前年度と比較して 1 億 6,262 万 1,000 円の増額となっております。

公債費におきましては、前年度と比較して880万8,000円増額となる11億2,414万7,000円となっています。主な事業としましては、総務費におきまして、個人版のふるさと納税制度による寄附金収入が2億4,355万8,000円と前年度と比較して1億6,056万3,000円の減額となったことに伴い、ふるさと納税管理業務に係る経費が8,771万1,611円減額の1億1,661万8,943円となっています。

教育費におきましては、ICTを活用した教育改革の一環として導入された統合型校務支援システム委託料として2,430万3,070円が、また、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の給食費の値上げ分を緊急的に補助する学校給食費緊急支援事業補助金として1,362万8,780円がそれぞれ支出されています。

令和6年度末における普通会計の基金残高は、前年度から7億6,291万8,000円増額の84億9,369万8,000円となり、5年連続の増額となっています。

一方、地方債残高は、前年度から8億1,243万6,000円減額となる94億19万9,000円となり、3年連続の減少となっています。

また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましては、将来負担比率は前年度に引き続き、将来負担なしとなっています。一方、実質公債費比率は、前年度から0.2ポイント悪化の4.2%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から1.6ポイント悪化し、95.3%となっています。

次に、認定第5号、令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和6年度も新たな用地の取得はなく、収入支出とも生じておりませんでした。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第5号はいずれも全員賛成で、原案どおり認定すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第6号及び認定第7号の各会計歳入歳出決算認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号、令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、市税収入が41億357万1,549円となり、前年度

と比較して1億5,999万8,900円の減額となっています。この減額の主なものの一つについては、令和6年度税制改正による定額減税の影響を受けたもので、これを補填する地方交付金として、定額減税減収補填特例交付金の収入額が1億4,870万円となっています。

また、市税徴収率については、固定資産税及び軽自動車税に加え、住民税、国民健康保険税において、全国の共通納税対応金融機関での納付が可能となり納付利便性が向上しているものの、前年度から0.2ポイント低下しており、97.5%となっています。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、令和5年度から繰越事業として市民税非課税世帯に対して7万円、同じく市民税均等割のみ課税世帯に対して10万円、さらに対象世帯の18歳以下の子ども一人当たり5万円を加算して給付される物価高騰緊急支援給付金として、合計2,787万円が支給されています。

また、令和6年度に新たに市民税非課税となる世帯及び市民税均等割のみ課税世帯に対し10万円、さらに対象世帯の18歳以下の子ども一人当たり5万円を加算して給付される物価高騰緊急支援給付金として合計1億415万円が支給されています。加えて、令和6年度の市民税非課税世帯に対して3万円、その対象世帯の18歳以下の子ども一人当たり2万円を加算して給付する物価高騰緊急支援給付金として、合計2億673万円が支給されています。

討論において、「保育士の配置基準が改定されたが、諸外国と比べると劣っているため、改善を求める。また、マイナンバーカードの交付について、個人情報漏えいの問題が全国で起こっているため、チェック機能の不備のままに進めるやり方には反対する。」との意見がありました。

次に、認定第2号、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は45億5,926万377円、また、歳出総額は51億3,015万8,382円で、差引額は5億7,089万8,005円の赤字となっております。前年度繰上充用金6億6,066万2,197円を除く単年度決算については、8,976万4,192円の黒字決算となっています。

なお、黒字決算の要因は、歳入において、療養費等に充当される普通交付金が過大交付となったことによるもので、この過大交付分は令和7年度に精算する予定となっております。

討論において、「福岡県の累積赤字の半分を中間市が占めているため、累積赤字の解消と保険税の負担軽減を図るという観点から見直しを求めて、この決算認定については反対する。」との意見がありました。

次に、認定第3号、令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は、貸付金元利収入等78万8,604円、歳出総額は、繰上充用金等3億1,871万3,390円で、差引額は3億1,792万4,786円の収入不足となっています。

次に、認定第6号、令和6年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保険事業勘定の歳入総額は52億9,495万6,508円、歳出総額は50億3,033万7,144円で、差引額2億6,461万9,364円の黒字となっています。

歳入の主なものは、国庫支出金12億7,900万3,776円、支払基金交付金12億6,159万円、また、介護保険料は9億1,742万5,382円で、前年度と比べ、5,055万7,443円の減収となっています。

歳出の主なものは、保険給付費43億8,459万2,622円で、前年度と比べ、要介護認定者数はほぼ横ばいであるものの、居宅介護サービスの利用者数が増加したことや、介護報酬改定により介護給付費が増加したことにより、率にして3.0%の増加となっています。

また、介護サービス事業勘定の歳入総額は4,625万1,533円、歳出総額は3,079万7,838円で、差引額は1,545万3,695円の黒字となっています。

討論において、「介護保険料について、306円の引下げは実施されたが、累積黒字の状況から見て、月1,000円の引下げができたと思う。今後、そうした配慮も求めて、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、認定第7号、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。歳入総額は9億6,889万5,315円、歳出総額は9億4,669万1,459円で、差引額は2,220万3,856円の黒字となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億9,229万1,798円で、前年度と比べ7,673万3,982円の増収となっています。

歳出の主なものは、事務費及び徴収した保険料として、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金9億2,413万6,661円となっています。

討論において、「後期高齢者医療保険制度そのものが矛盾を持った制度だと思うため、この決算認定については反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号及び認定第7号については賛成多数、認定第3号、認定第6号については全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第8号及び認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第1号、令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは、土木使用料として、市営住宅及び中鶴地区の地域優良賃貸住宅の住宅使用料並びに各駐車場使用料が1億1,265万6,807円、土木費国庫補助金として、中鶴地区建替え事業に伴う補助金が7,776万6,000円、池田団地改修工事に伴う交付金等の社会資本整備交付金が3,777万3,000円、道路橋りょう費補助金として橋りょう点検委託料及び橋りょう補修工事に伴う道路メンテナンス事業補助金が2,918万9,000円となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費では、住宅交通政策費において市内乗り合いタクシーや、西鉄・筑鉄の運行維持費補助、中古住宅購入、解体、リフォーム補助金等に3,972万9,029円が支出されております。

商工費では、商工業振興費において、中間商工会議所運営費補助金、地域経済活性化対策補助金、中間市特産品開発等補助金に9,183万4,273円が支出されております。

土木費では、都市計画総務費において、塘ノ内砂山線街路事業に伴う地元負担金等に4,399万4,506円が、住宅建設改良費において旧中鶴公営住宅解体工事、県営中鶴団地歩道整備工事、池田団地外壁改修工事に2億205万4,600円がそれぞれ支出されております。

また、道路維持費において、道路舗装及び側溝の修繕料に3,758万2,125円が、道路新設改良費において市道舗装補修工事、御座ノ瀬1号線法面对策工事、橋りょう改修工事等に1億1,207万5,700円が支出されております。

次に、認定第4号、令和6年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が1,063万4,553円、地域下水道施設改良等基金からの繰入金2,501万円、国庫補助金として社会資本整備総合交付金が3,142万1,000円となっております。

歳出の主なものは、中鶴団地地下水処理場解体撤去に係る工事請負費として6,842万9,900円が支出されております。その結果、歳入歳出の差引額は0円となり、令和6年度末をもって会計閉鎖されております。

次に、認定第8号、令和6年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきましては、処分を行わず、当年度未処分利益剰余金1,549万8,152円を全額令和7年度に繰り越すものとなっております。

次に、決算につきまして、収益的収入の主なものといたしまして、下水道使用料が4億6,105万8,056円で、一般会計からの雨水対策に係る負担金が4,356万4,000円、雨水処理以外の補助金の決算額が、4億6,194万6,000円となっております。

収益的支出の主なものとして、遠賀川下流浄化センターでの下水処理に係る負担金として3億2,707万2,658円となっており、令和5年度より630万7,855円ふえておりますが、これは有収水量が増加したことに伴うものでございます。

なお、収益的収支では、222万5,635円の黒字決算となっております。

次に、資本的収入の主なものとして、企業債が総額4億2,200万円、国庫補助金が2億262万5,000円、下水道受益者負担金が3,090万4,300円、一般会計出資金が9,849万円となっております。

また、資本的支出の主なものとして、管渠建設費のうち下水道管の新規整備に係る工事請負費が4億2,419万8,901円、流域下水道建設負担金が5,474万1,987円、企業債償還金が5億2,823万9,299円支出されております。

なお、資本的収支では、3億7,143万8,370円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

次に、認定第9号、令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金2億1,232万7,090円のうち、1億807万9,520円を資本金に組み入れる予定としており、残余1億424万7,570円が繰り越されております。

次に、決算におきまして、収益的収入の主なものは、給水使用料等が7億8,882万9,045円、新築等に係る口径別納付金が1,092万5,000円、中間市及び遠賀町からの下水道使用料の徴収事務受託金が3,010万7,768円となっております。

収益的支出の主なものは、営業費用において、浄水場施設運転等監理業務費等に7,586万7,764円が、浄水用薬品費に5,512万6,902円が、配水管漏水修繕工事等に4,017万3,000円が支出されております。

なお、収益的収支では、2,179万8,043円の純損失となっております。

次に、資本的収入の主なものとして、浄水池整備事業及び配水管整備事業に係る企業債が総額5億3,000万円となっております。

また、資本的支出の主なものとして、配水施設改良費のうち、配水管布設替等工事費に3億9,472万2,000円が支出されております。その結果、資本的収支では4億3,456万5,981円の不足が生じておりますが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

以上が、当委員会に付託されました認定4件の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第4号については全員賛成で原案どおり認定すべき、認定第8号及び認定第9号については全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

決算認定のうち、認定第1号、認定第2号、認定第7号、認定第9号については反対をいたします。また、認定第6号については意見を付しての賛成といたします。

まず、認定第1号、令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

最初に、職員の人事評価制度についてです。不当な人事評価によって職員間に競争と格差をもたらし職場の和を壊すこと、このような制度運営には反対です。即刻中止を求めます。

次に、財政運用についてです。中間市の財政運用は余りにも異常です。全国的には、税収と交付税の合計である標準財政規模の10から20%をためるような指導がなされ、そのような結果となっておりますが、中間市は約100億円の標準財政規模に対して70%のため込みとなっております。しかも、令和2年度からの約5年間という短期間に一気にため込まれました。そして、今後もさらにため込まれようとしています。このような市民生活無視の財政運用はやめるべきです。今、市民生活は急激な物価高騰の中で疲弊をしています。そこに目を向けた市民本位の財政運用を求めます。

次に、生活保護費の問題です。生活保護費の引下げについての違法であるとの最高裁判決が出ましたが、今の生活保護費は憲法の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」には余りにも少ない上に、さらに輪をかけてこの間、一方的な引下げが実施をされてきましたが、2012年の安倍自民党が政権に返り咲く前の選挙公約のためのようであります。10%の引下げを掲げていました。これを実行したが違法だというのが今回の判決の内容であります。国は、謝罪とその損失補填を早急に実施すべきだと考えます。

次に、保育所の問題です。保育士の配置基準の改正が、実に77年ぶりになされました

が、例えばヨーロッパでは、3歳以上では10人に1人、中国でも3歳以上では15人に1人と言われていますが、日本の場合は、3歳児で15人に1人、4歳以上は25人に1人であり、これがまた改正前の3歳児15人に1人と4、5歳児30人に1人というのが、期間の定めのない経過措置として、従前の基準での運営も可能とされています。これでは、余りにも不十分です。園児のバス事故を引き起こした市として、保育に向かう姿勢として、市としての特別の配慮を求めます。

次に、マイナンバーカードについてです。市民課において、マイナンバーカードの交付事務が行われていますが、個人情報の漏えいの危険性が高い上に、これに対するチェック機能や自己の情報の使われ方に対する個人への通知等の自己情報コントロール権の保障がありません。もともとデジタル関連法案に個人情報保護の文言が、まずありません。先行した諸外国では、そのことに対しての厳しい対応がなされています。国に対しての制度の再考を求めると同時に、市としての慎重な対応を求めます。

次に、学校給食費の無償化が10月から実施されます。質を落とさない運用を求めます。

また、全ての学校の給食が民間委託となっています。給食内容の質の確保と災害の緊急時の対応を考えれば、元の直営に戻すべきだと考えます。

次に、石油貯蔵施設立地対策等交付金を使って各種消防用備品を購入していますが、この交付金のもとになっているのは、白島石油備蓄基地への協力金です。2017年に福智山断層の地震の危険性が、政府の地震調査研究本部により主要格上げという形で発表されています。もし、福智山断層で地震が起こった場合、白島備蓄基地の大爆発の危険性があります。地震等で基地に対する電源の供給が止まれば、たまった揮発性のガスにより、即大爆発を起こします。ここは備蓄と言いながら、いまだに1回も使ったことがありません。昨今のエネルギーと気象の問題から見ても再考すべきときに来ています。中間市としては、こうした協力金頼みの備品購入はやめて、中間市の一般会計予算からの支出をし、備蓄基地の撤去を求める態度に変えるべきだと思います。

以上が、一般会計の歳入歳出決算認定についての反対意見であります。

次に、認定第2号、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

2017年度（平成29年度）からの8年間で、赤字決算は令和5年度の1年のみであり、平均するとこの8年間は、毎年8,300万円の黒字となりました。これによってかつての累積赤字は半減をいたしました。国民健康保険税は、かつての我が国の賃金ピークの1996年（平成8年度）に比べますと、市民収入は実に10%近くも減少しているのに対して、一方の国保税は所得割で11%が13.7%、均等割で1万6,000円が実に4万300円、平等割では2万1,000円が3万5,800円と約倍近い引上げとなっています。しかも、この間の壮絶な物価高騰の中で、それを超える勢いで引上げであります。到底容認できる状況ではないと思います。

国民健康保険制度は、低所得者や失業者の多い制度です。今の国保税は、こうした加入実態からすると、はるかにその支払い能力を超えています。今回の決算時点では、累積赤字が6億6,000万円ほどありますが、これは近隣周辺では実施をされている法定外繰入を中間市ではほとんどやってこなかったことの結果であり、何十年も前の国保の運営で生じた赤字を、現在の構成員で穴埋めをするというやり方には問題があるのではないのでしょうか。

国民健康保険は、高齢になると他の医療保険からの移行でかなりの市民が加入させられる制度であります。決して国保加入者だけの問題ではありません。将来を考えると、ほとんどの市民にかかわる問題です。累積赤字の一般会計からの法定外繰入による解消と現在の被保険者の負担軽減を求めて、この決算には反対をいたします。

次に、認定第6号、令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これについては意見を付しての賛成といたします。

今回のこの保険料改定前の令和5年度末時点での介護保険の基金の総額は約5億8,000万円。これに毎年の黒字で発生する前年度繰越金の3億4,000万円を加えますと、中間市介護保険の財政は、実に9億円の余裕を抱えています。毎月の一人当たり介護保険料から一律に1,000円を引き下げするのに必要な年間予算は約1億8,000万円ですが、それを実施しても今後5年間は十分安定した財政運営ができます。

令和6年度からの第9期保険料は結果として確かに引下げはありましたが、月にして標準の方で306円であります。中には、値上げをした方もおられます。今の財政的余裕との関係で見れば余にも低すぎます。こうした保険料や税の公費の義務的負担は、生活費として使われる可処分所得を引き下げ、地域経済にマイナスの効果をもたらします。

逆に、ここに手を入れると、市内経済循環にプラスの効果をもたらし、税収の伸びや雇用の創出といったプラス効果につながり、ひいては中間市財政の健全な発展につながります。仮に介護保険制度が財政上厳しい局面に陥った場合には、一般会計の年間10数億円とも言われる財政調整基金の新たなため込みの中止、あるいは70億円もの財政調整基金の取崩しを行うことによって、今後の安定した介護保険事業の運営、十分に可能であります。低いとはいえ一応介護保険料の引下げをしていますので、今後の長期的展望に立った介護保険事業の実施を求めて、この決算内容については意見を付しての賛成といたします。

次に、認定第7号、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

人間高齢になると体が弱り、いろいろな病気のため医療費がかかるというのは当然のことです。これを公的に保障し、全体として安心できる制度設計が医療保険の役割であります。

ところが、この制度はあえて医療費のかかる高齢者をわざわざ従来の医療保険から外し、一定の負担を他の保険者に求めるという制度設計で開始されました。結果として、減額されたのは国と企業の負担であります。まず、年齢で振り分ける差別的制度設計の医療保険

については反対であります。

今、高齢者の医療に対する個人負担は当初の1割から2割、3割へと、上げがなされたり計画されたりして、どんどん改悪されています。こうした制度下のこの保険のあり方については反対であります。

また、認定第9号、令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についての反対意見を申し述べます。

その理由は、浄水場の一部民間委託についてです。今後の安定した水道事業を考えますと、民間委託はその業務の安定的運営に逆行いたします。命の源でもある水の供給は、地方自治体にとって重要な責任のある仕事です。民間委託ではなく、安定的な運用である公務員による直営を求め、この認定については反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第9号までの令和6年度各会計決算認定9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、認定第1号、令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号、令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。次に、認定第4号、令和6年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。次に、認定第5号、令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。次に、認定第6号、令和6年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。次に、認定第7号、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、令和6年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定につ

いてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第9号、令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決しました。

日程第10. 第40号議案

日程第11. 第41号議案

日程第12. 第42号議案

日程第13. 第43号議案

日程第14. 第44号議案

日程第15. 第45号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第10、第40号議案から日程第15、第45号議案までの令和7年度各会計補正予算6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長(大和 永治君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案及び第41号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第40号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算(第5号)について申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳入の主なものとして、交付額の確定に伴い、地方特例交付金が82万1,000円増額されています。地方交付税におきましては、普通交付税額が確

定し、包括算定経費などを中心として、基準財政需要額が増額となったことや、骨格予算の編成に伴う調整のため、当初予算には推計額の一部の計上が留保されていることにより、決定額が予算額を上回ったことから、2億5,623万4,000円が増額されています。

また、繰入金におきましては、臨時経済対策費により措置された額を経済対策事業への充当財源とするため、財政調整基金繰入金に6,840万7,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきまして、市庁舎本館及び別館の外壁改修などに向けたアスベスト調査の実施費用と給排水設備の長寿命化のためのトイレ改修工事費に合計1,182万5,000円が計上されています。

また、地域活性化イベントとして、花火大会など、なかま春祭り実施に要する経費として470万円が計上されています。

市民会館に関する事業として、空調の大規模更新及び照明のLED化の工事費に3億7,492万3,000円が計上されており、当該事業については、実施期間が2年間に及ぶことから総額7億4,984万6,000円の継続費が併せて設定されています。また、事業の財源調整のため、財政調整基金積立金が1億686万2,000円増額されています。

また、教育費におきましては、価格高騰に対する経済的支援の一環として、下半期分の小中学校の給食費を緊急的に全額補助する経費に8,831万6,000円が計上されており、併せて、この補助により不要となる小中学校の就学援助扶助費の給食費分が1,909万3,000円減額されています。また、篤志家2名からなかま夢応援奨学金の原資として追加寄附をいただいたことを受け、奨学基金への積立金として207万円が計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ11億1,333万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ203億1,929万8,000円とするものです。

次に、第41号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正予算は、先ほどご報告いたしました第40号議案の調製後、多額の未熟児養育医療費の支出が見込まれる事案が急きょ生じたことから、重ねて提案されているものであり、補正予算の歳出におきまして、総務費について、財源調整のため財政調整基金積立金が381万2,000円減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,143万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ203億3,072万8,000円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第40号議案及び第41号議案はいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い

い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案及び第41号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第42号議案から第44号議案までの補正予算5件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第40号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金において、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に773万円が、保育所等整備事業費補助金に2億583万8,000円が、子ども・子育て支援交付金に544万6,000円がそれぞれ計上されています。

また、県支出金において、保育所等給食支援事業費補助金に510万9,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、市内の認知症高齢者グループホームの大規模修繕費を補助する地域介護・福祉空間整備事業補助金に773万円が、移動用の車両を借り上げて高齢者に交通手段を提供する高齢者移動支援サービス事業をモデル事業として実施する費用に15万円がそれぞれ計上されています。

また、市内の私立保育所が認定こども園として園舎を新設する事業費を補助する保育所等整備事業費補助金に2億5,860万9,000円が計上されています。

討論において、「個人情報のデジタル化については、諸外国では厳しいチェックが行われているが、日本は曖昧なまま情報の集中化が一方向的に進められている。こうした制度設計をさらに進める補正予算については反対する。」との意見がありました。

次に、第41号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

まず、歳入として、未熟児養育医療費に係る国庫支出負担金に762万円が、県負担金に381万円がそれぞれ増額されており、歳出として、民生費において、養育医療に要する経費に1,524万2,000円が増額されています。

次に、第42号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、子ども・子育て支援金制度の開始に伴う総合行政システムの改修業務に係る経費に対して交付される国庫補助金に132万円が、会計年度任用職員人件費の増額補正に伴い、その財源を一般会計からの繰入金で対応するため、職員給与等繰入金に254万1,000円がそれぞれ増額されています。

次に、歳出の主なものとして、先ほど申し上げたシステムの改修業務に係る経費に132万

円が、職員の育児休業の延長に伴う会計年度任用職員の任用に要する人件費に254万1,000円が増額されています。

また、令和6年度決算額の確定により、前年度繰上充用金に不用額が生じたことから、3,110万8,000円が減額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ2,724万7,000円が減額され、予算総額は歳入歳出それぞれ51億8,907万5,000円となっております。

討論において、「失業者あるいは低年齢者、年金者等で構成される国民健康保険に子育て支援部分の保険税の課税を求めるということ自体問題だと思うため、この補正予算については反対する。」との意見がありました。

次に、第43号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳入の主なものとして、歳出補正に伴う財源調整として、前年度繰越金が1,891万7,000円追加計上されています。

次に、保険事業勘定の歳出の主なものとして、地域支援事業による職員人件費として、一般職職員給料に50万円、職員手当等に50万円、一般介護予防事業費として、地域介護予防活動支援事業委託料に86万4,000円、使用料及び賃借料に19万8,000円、備品購入費に10万円がそれぞれ増額されています。

また、令和6年度事業における介護給付費の確定に伴う返還金として、国庫負担金返還金に193万4,000円、県負担金返還金を1,066万3,000円、地域支援事業費の確定に伴う返還金といたしまして、国庫返還金に167万5,000円、県返還金に88万6,000円、支払基金返還金に89万2,000円がそれぞれ増額されています。

また、介護保険事業費の確定に伴う返還金として、国庫補助金返還金に49万5,000円が増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ2,082万1,000円が追加され、予算総額は歳入歳出それぞれ51億5,526万5,000円となっています。

次に、第44号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修に伴う国庫補助金に308万円が増額され、福岡県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金に126万6,000円が増額されています。

次に、歳出の主なものとして、先ほどご説明いたしましたシステム改修に係る経費に308万円が増額され、被保険者への保険料還付金に126万6,000円が増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ434万7,000円が増額され、予算総額は歳入歳出それぞれ10億1,127万9,000円となっています。

討論において、「子育てが終わった高齢者に、さらに子育て支援部分の保険料の加算を求める制度設計そのものに問題があると思うことから、この補正予算には反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第40号議案、第42号議案及び第44号議案については賛成多数、第41号議案、第43号議案については全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長
の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第45号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第40号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

歳入につきましては、県補助金において、地域猫活動支援事業補助金として10万5,000円が計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費では、世界遺産登録10周年を迎えるに当たり、当初計画していたイベントに加え、新たな事業として世界遺産10周年記念電車ラッピング事業、世界遺産10周年記念マンホール制作事業等に係る費用358万2,000円が計上されております。

農林水産業費では、農産物への水害リスクを減らすため、河川等に堆積した土砂や繁茂した樹木を緊急かつ集中的に除去し、河川等の流下能力を回復・確保する工事に283万円が計上されております。

商工費では、工業排水を適切に処理し、農業用水路などへの流入を防ぐこと及び排水施設の管理を公共機関が行うことで企業の負担軽減を図り、企業の生産性の向上に寄与することを目的とした工業排水設備である五楽・虫生津工業団地の虫生津ポンプ室の更新及び仮設ポンプに係る費用1,564万1,000円が計上されております。

消防費におきましては、導入から25年が経過した、経年劣化が著しいはしご車の更新費用として、令和7年度の歳出予算への計上はありませんが、令和8年度までの限度額1億6,727万9,000円の債務負担行為が設定されております。

次に、第45号議案、令和7年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、本市が平成元年に給水人口の増加に対応するため、遠賀町で配水池

建設予定地として3, 358万円で取得した土地について、その後の給水人口減少等により不要となったため、当該用地を1, 040万円で売却するに当たり、必要となる予算が計上されるものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第40号議案及び第45号議案についてはいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

この補正予算のうち第40号議案、第42号議案、第44号議案については反対をいたします。

まず、第40号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、反対意見を申し述べます。

市民課の社会保障・税番号制度システム整備についてです。国の政策でデジタル化が今急速に進められています。国民生活の利便性を強調しますが、結果は、民間企業の利益優先のための施策です。国民の生活関連情報が企業に集約をされ、もうけのために使われる危険性が高まります。厳しいチェック機能の確保と同時に進めるべきです。そうした点では、情報漏えいが次々と報じられる現状を見ても、安全確保の体制が不備です。現時点での今のようなやり方での推進に反対をいたします。

次に、第42号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、反対をいたします。

子ども・子育て支援金制度創設のための予算が含まれています。医療保険等の保険料負担に子ども・子育て予算を求める国はほかにありません。しかも、この国保は低所得者や年金生活者あるいは失業者が大半を占める医療保険制度です。もともと国保は、単に均等割、平等割、所得割の各合計で課税をされてきましたが、平成12年度からは、医療分、介護分、後期高齢者分と3つの部分にわけ、それぞれに均等割、平等割、所得割がかかるという非常に複雑な制度設計に変えられました。今回は、これにさらに子育て支援部分が加えられ、4つの構成部分の合算額が国保の税額となるものです。余りにも複雑です。

また、現在でも負担困難な国保加入者に、さらに負担を求めるこのような制度設計には反対であります。

次に、第44号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に反対いたします。

これも国保と同様、子ども・子育て支援金制度創設のための予算が含まれています。後期高齢者医療制度は75歳からの加入であり、直接的には子育てとあまり関係のない世代です。こうした方々にまで、元来国や企業が負担すべき費用の負担を求めることについては反対です。よって、この補正予算案には反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第40号議案から第45号議案までの令和7年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第40号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第40号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第41号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第41号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第42号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第42号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第43号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第44号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第44号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第45号議案、令和7年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第45号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 第46号議案

日程第17. 第47号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第46号議案及び日程第17、第47号議案の条例改正2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第46号議案、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに合わせて、人事院規則が改正されたことに伴い、本市の関係条例についても同様の改正を行うものとなっています。

条例改正の主な内容は、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、仕事と育児の両立支援制度についての情報提供等、同制度を利用しやすい勤務環境の整備等に関する事項について定めるものとなっており、また、中間市職員の育児休業等に関する条例については、部分休業制度について、勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、新設される取得パターンの請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とするなど、人事院規則等に準じた内容を定めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、令和7年10月1日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第46号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第47号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

第47号議案、中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、消防団員の入団資格要件の見直し及び休団制度を新設することにより、消防団員の確保及び定着を促進し、地域防災力の強化を図るものです。

条例改正の内容といたしましては、まず、中間市消防団条例に規定する消防団員の入団資格要件のうち、年齢要件にあつては上限年齢を撤廃し、居住要件にあつては本市に勤務する方についても要件を満たすこととするものです。

次に、転勤や育児、介護などの事情により消防団の職務に従事することができない団員が、一時的に休職することができる休団制度を設けることとし、同条例においてその手続等を定めるものです。

また、休団制度の創設に当たり、消防団員の退職報償金の取扱いについて定める必要があることから、休団した期間がある場合においては、その期間は退職報償金の支給基礎となる勤務年数に算入しない旨の規定が追加されております。

なお、条例の施行日は、令和7年10月1日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第47号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第46号議案及び第47号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第46号議案、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第47号議案、中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 第48号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第18、第48号議案、中間市立小中学校学習者用端末の購入についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長(大和 永治君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案、中間市立小中学校学習者用端末の購入について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

GIGAスクール構想に基づく児童生徒一人1台の中間市立小中学校学習者用端末につ

きましては、端末の更新時期を迎えることから、必要台数分のタブレット端末を整備する必要があるため、福岡県の共同調達の受託候補者となった株式会社内田洋行九州支店から端末を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第48号議案、中間市立小中学校学習者用端末の購入について、反対意見を申し述べます。

中間市では、令和2年度に国の半額負担で全生徒への学習用指導端末の支給がなされました。今回は、その減価償却期限の満了に伴うもので、総額約1億5,000万円でパソコンを約3,000台、来年の3月31日までに納入をしようというものであります。

この計画は、ICTを教育環境に活用しようとするGIGAスクール計画から来るものですが、補助率が3分の2のため自治体の負担もあります。こうした学校教育でICT機器そのものを使うことは決して否定されるべきものではありませんが、保護者負担の解消、どのように使うのか、子どもたちの健康被害をどう防ぐのか、教員の支援をするICT支援員の増員、個人情報の保護など、丁寧な対応が前提です。

また、今回はデジタル教科書の購入費も国の予算では計上されていますが、こうした安易な導入はいかがなものでしょうか。諸外国では、先行して導入した国で読み書き計算などの基礎学力の低下や健康被害から、紙の教科書に戻すケースも生まれています。また、デジタル機器の健康被害等を防ぐために、こうした使用に年齢制限を行っている国もふえています。

もともと、教育は文部科学省の管理下で行われていましたが、現在は、このこともあって、経済産業省が教育に大きく関わってきています。教育のためではなく、企業のもうけのために、こうした教育分野のデジタル化が急速に進められていることが見て取れます。

我が国の自動車産業の国内市場がトヨタで200兆円と言われる中で、こうしたデジタル分野は、その5倍の1,000兆円の市場だと言われています。何よりも子どもたちにとってこれでよいのかという視点から、このことについては再考を求め、この議案には反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第48号議案、中間市立小中学校学習者用端末の購入についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口澄雄議員及び大村秀三議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和7年第5回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 澄 雄

議 員 大 村 秀 三